

# 離婚届 記入見本

## 離婚届

令和8年4月1日届出

稲城市長 殿

受理	令和	年	月	日
第		号		
通知(送付)	令和	年	月	日
第		号		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

(フリガナ) 夫	イナギ タロウ	妻	イナギ ミナミ
氏名	稲城 太郎	稲城 南	
生年月日	昭和61年 7月 8日	平成元年 5月 6日	
住所	東京都稲城市向陽台9丁目 8番地の7 向陽台マンション 6-504	東京都多摩市永山8丁目 7番地 1-203	
本籍	東京都稲城市長峰7丁目65番地 4		
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 稲城 太郎		
父母及び養父母 の氏名 父母との続柄	夫の父 長沼 東 母 稲城 花子	続柄 二男	妻の父 多摩 斎 母 園子
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください)	養父 稲城 一郎 養母	続柄 養子	養父 養母
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定		
婚姻前の氏にも どる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
未成年の子の 氏名	東京都多摩市永山8丁目7番地6 筆頭者の氏名 多摩 南		
父母双方が親権を行う子	稲城 米太		
父(夫)が親権を行う子	稲城 桜子		
母(妻)が親権を行う子	稲城 梨香		
親権者の指定を 求める家事審判又は 家事調停の申立てが されている子			
(協議離婚で親権者の 指定をした場合)相違な ければ、それぞれが記の ようにしをつけてくだ さい。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの 意味を理解し、真意に基づいて 合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの 意味を理解し、真意に基づいて 合意した。	

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき-調停調書の謄本  
審判離婚のとき-審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき-和解調書の謄本  
認諾離婚のとき-認諾調書の謄本  
判決離婚のとき-判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

未成年の子がいる場合は夫婦双方のチェックが必要です。

子の親権について  
父母の一方または  
父母双方に決めて、  
該当する欄に子ども  
の氏名(フルネーム)  
を記入してください。

家庭裁判所で親権  
者の指定を求める  
家事審判(調停)の  
申立てを既にして  
いる場合は、「親権  
者の指定を求める  
家事審判又は家事  
調停の申立てがさ  
れている子」の欄に  
子どもの氏名(フル  
ネーム)を記入して  
ください。

(6) 同居の期間	平成28年12月から	令和6年7月まで
(7) 別居する前の住	東京都稲城市向陽台9丁目8番地の7 向陽台マンション 6-504 番地 番 号	
(8) 別居する前の世帯のおも仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 稲城 太郎 印	妻 稲城 南 印
証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	多摩 斎 印	多摩 園子 印
生年月日	昭和30年 3月 4日	昭和31年 9月 10日
住所	東京都多摩市永山8丁目 7番地 1-203	東京都多摩市永山8丁目 7番地 1-203
本籍	東京都調布市小島町6丁目 345番地 2	東京都調布市小島町6丁目 345番地 2

□には、あてはまるものに☑のようにしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

親子交流について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流が実現しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

養育費の分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

本人が署名をしてください。

当てはまる箇所  
にチェック  
をしてください。